

大雪地区広域連合情報公開条例施行規則

平成 15 年 12 月 22 日

規則第 7 号

改正 平成 19 年 3 月 30 日 規則第 1 号

平成 28 年 3 月 31 日 規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大雪地区広域連合情報公開条例（平成 15 年大雪地区広域連合条例第 28 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(公開請求書の記載事項等)

第 2 条 条例第 6 号第 3 号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公文書の公開の区分

(2) 条例第 5 条第 2 号に掲げるものにあつては、そのものが広域連合の区域内に有する事務所又は事業所の名称及び所在地

(3) 条例第 5 条第 3 号に掲げる者にあつては、その者が勤務する事務所又は事業所の名称及び所在地

(4) 条例第 5 条第 4 号に掲げるものにあつては、その者が在学する学校の名称及び所在地

(5) 条例第 5 条第 5 号に掲げるものにあつては、利害関係の内容

2 条例第 6 条に規定する請求書の提出は、公文書公開請求書（様式第 1 号）により行うものとする。

(公開請求に対する決定等の通知)

第 3 条 条例第 7 条第 2 項の規定による決定の通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 公文書を公開する旨の決定をした場合 公文書公開決定通知書（様式第 2 号）

(2) 公文書の一部を公開する旨の決定をした場合 公文書一部公開決定通知書（様式第 3 号）

(3) 公文書を公開しない旨の決定をした場合 公文書非公開決定通知書（様式第 4 号）

2 条例第 7 条第 4 項の規定による決定期間の延長に係る通知は、公文書公開決定期

間延長通知書（様式第5号）により行うものとする。

（公文書の任意的公開）

第4条 条例第14条及び附則第3項に規定する公文書の任意的公開の申出をしようとするものは、公文書任意的公開申出書（様式第6号）を提出しなければならない。ただし、広域連合長が公文書任意的公開申出書の提出を要しないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の申出に対する回答は、公文書任意的公開回答書（様式第7号）により行うものとする。

（費用の納入）

第5条 条例第15条に規定する公文書の写しの作成及び送付に要する費用の額は、次のとおりとする。

(1) 写しの作成に要する費用

ア 乾式複写機による写しの作成 1枚につき16円

イ ア以外による写しの作成 広域連合長が別に定める額

(2) 写しの送付に要する額

当該写しの郵送に要する額

（公文書の目録等）

第6条 条例第19条に規定する公文書の目録等は、公開請求の受付窓口に備え置くものとする。

（運用状況の公表）

第7条 条例第20条の規定による運用状況の公表は、年度ごとの請求件数、公開件数、非公開件数その他必要事項について、大雪地区広域連合を構成する関係町が発行する広報紙等に掲載するものとする。

附 則

この規則は、平成16年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第1号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第1号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。